２　「⑴」から「⑶」までの各欄の内書には、法第64条の７第２項（欠損金の通算）に規定する特定欠損金額を記載すること。

３　

「控除未済欠損金額又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額	
（前期の別表七（一）「５」又は⑷、⑺若しくは別表七（一）付表三「５」若しくは別表七（一）付表四「５」）	⑴　の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　当該事業年度が法第57条第８項の規定の適用を受ける事業年度又は法第64条の７第２項第１号に規定する最初通算事業年度（令和２年改正法附則第29条第１項（通算承認に関する経過措置）の規定により法第64条の９第１項（通算承認）の規定による承認があつたものとみなされる日の属する事業年度を除く。）である場合には、別表七（二）「14」の金額を記載すること。

⑵　当該事業年度が令和２年旧法第57条第６項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）に規定する承認の取消し等の場合又は令和２年改正法附則第20条第１項（欠損金の繰越しに関する経過措置）に規定する承認の取消しの場合、取りやめの承認の場合若しくは連結納税終了の場合の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度である場合には、これらの規定により当該法人の欠損金額とみなされる令和２年旧法第81条の９第６項（連結欠損金の繰越し）に規定する連結欠損金個別帰属額（次号において「連結欠損金個別帰属額」という。）を記載すること。

⑶　当該事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額（欠損金額とみなされたものを含む。）のうち、法第57条第９項、令和２年旧法第57条第９項若しくは第58条第４項又は令和２年改正法附則第20条第４項の規定によりないものとされる欠損金額及び当該法人が法第57条の２第１項（特定株主等によつて支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用）に規定する欠損等法人である場合における同項に規定する適用事業年度前の各事業年度において生じた同項に規定する欠損金額（法第58条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の欠損金の特例）の規定の適用があるものを除く。）は、記載しないこと。

別表七付表一の記載要領第十号中「又は法」を「又は令和２年旧法」に改め、同号を同第十一号とし、同第九号中「別表七（一）付表四」を「別表七（二）付表四」に改め、同号の中「なつた金額」の次に「（法第80条第13項の規定の適用がある場合には、同項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額とされたもの）」を加え、同号を同第十号とし、同第八号中「、令」の次に「第112条第７項（同条第11項において準用する場合を含む。）又は令和２年旧令」を加え、同号を同第九号とし、同第七号を同第八号とし、同第六号中「、令」の次に「第112条第５項第１号（同条第11項において準用する場合を含む。）、令和２年旧令」を加え、「「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額　⑼」及び「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額　⑽」」を「「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による損失の額の合計額　⑼」及び「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による利益の額の合計額　⑽」」に改め、同号を同第七号とし、同第五号たる旨中「、法」を「、令第112条の２第６項（通算完全支配関係に準ずる関係等）の他の内国法人の法第57条第２項に規定する未処理欠損金額、令第112条の２第７項の通算法人の法第57条第４項各号列記以外の部分に規定する欠損金額及び法第58条の規定の適用がある欠損金額並びに令和２年旧法」に改め、同号を同第六号とし、同第四号を同第五号とし、同第三号の次に次の一号を加える。

４　

「被合併法人等の未処理欠損金額	
（最終の事業年度の別表七（一）「５」又は⑷、⑺若しくは別表七（一）付表三「５」）	⑵　の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　令和２年旧法第57条第２項の適格合併に係る被合併法人が連結法人（連結子法人にあつては、連結事業年度終了の日の翌日に当該連結子法人を被合併法人とする適格合併を行うものに限る。）である場合又は同項の残余財産が確定した他の内国法人が連結法人（当該連結法人の連結事業年度終了の日に残余財産が確定した連結子法人に限る。）である場合には、これらの連結法人の連結欠損金個別帰属額を記載すること。

⑵　法第57条第７項各号に掲げる欠損金額及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令（以下この記載要領において「令和２年旧令」という。）第112条第20項（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）に規定する欠損金額は、記載しないこと。

⑶　当該法人が法第57条の２第１項に規定する欠損等法人である場合における同条第２項第１号に掲げる欠損金額（法第58条の規定の適用があるものを除く。）、令和２年旧法第57条の２第２項第１号（特定株主等によつて支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用）に掲げる連結欠損金個別帰属額又は令和２年改正法附則第21条第３項（特定株主等によつて支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用に関する経過措置）に規定する連結欠損金個別帰属額は、記載しないこと。

⑷　令和２年旧令第112条第22項に規定する被合併法人である他の連結法人が令和２年旧法第81条の９第２項第１号に規定する特定連結子法人以外の法人であり、かつ、令和２年旧令第112条第22項に規定する適格合併の日が当該他の連結法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有することとなつた日である場合又は同条第23項に規定する被合併法人である他の内国法人若しくは同項に規定する残余財産が確定した他の内国法人が令和２年旧法第61条の11第１項各号（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）若しくは第61条の12第１項各号（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）に掲げるもの以外のものである場合における当該他の連結法人又はこれらの他の内国法人の令和２年旧法第57条第２項に規定する未処理欠損金額又は令和２年旧法第58条第２項に規定する未処理災害損失欠損金額は、記載しないこと。